

「第 44 回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時：令和 3 年 8 月 2 4 日（月）
午後 2 時 45 分～午後 4 時 0 0 分まで
場所：昭島市役所本庁舎 1 階 市民ホール

1 本部長挨拶

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言延長に伴う市の対策について
別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症における緊急事態措置等に伴う市の対策について

1 基本方針

緊急事態宣言の延長に伴い、東京都が決定した緊急事態措置等に基づき、人流の抑制を最優先とし、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を徹底するとともに、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減することや、混雑している時間帯は避けて行動する等を市民に協力要請する。

2 対策期間の延長について

令和3年9月12日（日）【緊急事態措置等期間中】

3 屋内・屋外施設の利用制限等について

- (1) 屋内・屋外のすべての貸出施設を利用可能とするが、利用時間を引き続き原則 20 時までとし、帰宅時間等も含めての利用とするよう協力要請をする。
- (2) 利用にあたっては、貸室等の利用定員は 50%以内とするよう利用者に要請する。
- (3) 開館にあたり、各施設にて感染症拡大防止対策を徹底する。
- (4) 上記制限内容を参考に、各施設ごとにホームページ等で利用にあたっての注意事項等を周知する。
- (5) 予約システム端末（キヨスク）及び印刷機などの利用は、開館時間内のみの利用とする。

公共施設名など	利用制限など
市民交流センター	利用時間 20 時まで
松原町コミュニティセンター	利用時間 20 時まで
勤労商工市民センター	利用時間 20 時まで
高齢者福祉センター (朝日町・松原町・拜島町)	通常利用可 ※ただし、入浴施設は利用休止
あいぽっく	利用時間 20 時まで ※ただし、視聴覚室は利用休止
環境コミュニケーションセンター	利用時間 20 時まで
児童センター（ぱれっと）	利用時間 20 時まで
青少年交流センター	利用時間 20 時まで

子育てひろば	通常利用可
放課後子ども教室（13 か所）	通常利用可 ※ただし、活動場所は校庭・体育館のみ
市立小・中学校開放（校庭・体育館）	利用時間 20 時まで ※ただし、校庭夜間照明設備、特別教室は休止
市立会館（11 館）	利用時間 20 時まで
総合スポーツセンター	利用時間 20 時まで
みほり体育館	利用時間 20 時まで
市民会館・公民館	利用時間 20 時まで
アキシマエンス	利用時間 20 時まで ※ただし、体育館、理科・家庭科室は利用休止
屋外運動施設等（野球場、陸上競技場、テニスコート、エコ・パーク）	通常利用可 ※ネッツ多摩昭島スタジアムは、午後 8 時まで利用可 ※拝島自然公園バーベキュー場は不可
駐車場（昭和公園、エコ・パーク、大神グラウンド・くじら運動公園等）	昭和公園駐車場、総合スポーツセンターの入庫は 20 時まで

4 市主催の行事（イベント等）の開催制限について

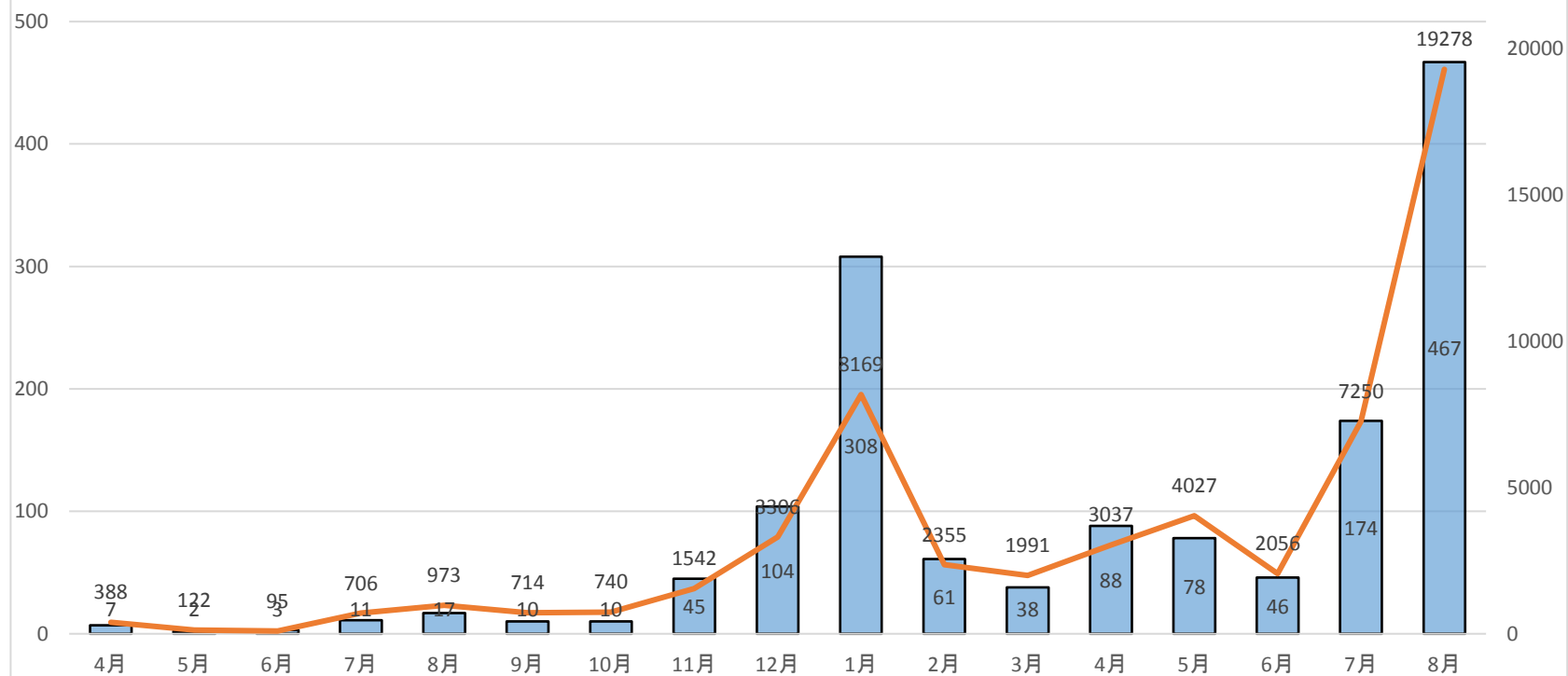
- (1) 市主催の市民を対象とした行事（イベント等）は、**原則中止又は延期**とする。
- (2) 中止・延期が困難な行事（イベント等）は都の緊急事態措置等のイベント開催制限及び業種別ガイドラインを参考に感染症拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

5 その他

- (1) 市民へ不要不急の外出自粛等の協力要請を周知するため、防災行政無線（土、日曜日及び祝日）、青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車など様々な方法で周知する。
- (2) 緊急事態措置等期間中の自治会への配布物は中止する。

市町村	令和2年度												令和3年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
昭島市	7	2	3	11	17	10	10	45	104	308	61	38	88	78	46	174	467
多摩地域	388	122	95	706	973	714	740	1542	3306	8169	2355	1991	3037	4027	2056	7250	19278

月別新規感染者数推移



令和2年

昭島市 多摩地域

令和3年